

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 6382-8190
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

「ダンピングの認識ない」が 「市の意思決定があれば従う」

8月2日は水道部2名、契約検査室2名、地域経済振興室2名とも懇談を行いました。最大の問題は水道部などにダンピング受注が発生していることです。水道部は申し入れに対して「ダンピング受注があつたとは認識していない」と回答してきました。そのため、「予定価格の35%、46%の受注はダンピングとはいわないのか。幾らであればダンピングと認定されるのか」と質したところ、「ダンピングとは思っていない。ダンピングとは何か教えていただきたい。」と逆に質問してきました。この挑戦的な対応には驚きました。なぜなら、申し入れの趣旨に土木部の改善策を参考にして早期の解決を要望していたからです。民商として

懇談前に提出した数値書に対する回答

(1)ダンピング問題の解決に向けて

① ダンピングの受注がある事実を認めていただくこと。そのうえで、今後の善後策を明確にいただくこと。

(担当：契約検査室)

契約検査室が発注する工事及び工事に係るコンサル事業の入札におきましては、従来から最低制限価格を設定しており、ダンピング対策を行っていると考えています。

(担当：水道部企画室)

今年度、水道部が発注した工事・業務につきまして、その入札状況等からいわゆる「ダンピング受注」があつたとは認識していません。

② 吹田市官公需のすべてにおいて、ダンピング受注が発生しない制度を制定していただくこと。

(担当：契約検査室)

毎年、大阪労働局労働基準部からの「業務委託先における最低賃金の履行確保」を内容とする通知につきまして、庁内全部局に周知し、委託業務の従事者の方にも最低賃金等についての情報をお知らせするため、各所管の施設等に最低賃金額を記載したポスターの掲示をしています。委託事業者に対しては、労働基準法関係法令の遵守について入札心得書及び契約書に記載し、周知徹底しております。

また、庁内各部署には、最新の実勢価格を踏まえた適切な予定価格の設定について、周知してまいります。

(担当：水道部企画室)

水道部としましては市（契約検査室）と同一の運用を行っております。

は、水道部が事前に土木部や契約検査室に問い合わせて改善策の検討にはいると考えていました。ところが、水道部の担当者はそのような準備を行っていないばかりか、ダンピング問題の動向についても調べていませんでした。ダンピングの概念を理解していないのに「ダンピングと認識していない」となぜ言えるのか。この自己矛盾についても気付けていません。そのため、地域経済振興室に産業振興条例を説明していただき、契約検査室にはダンピングについて説明していただきました。それでも水道部は「予定価格の範囲内で最低額の者と契約を結ぶ」とする市の規定に従っていること、(低い金額だったので)本当にこの金額でやれるのか、利益は出るのかを確認して契約したとして正当化しました。

ところが、契約検査室が、最低制限価格制度を土木部以外の他の部局に広げていくことが検討されていたことを紹介され専門の職員がいるところから始めたいとの表明があると「市の意思決定があれば従う」と表明しました。民商は、現にダンピングが発生しているのだから自主的な改善を求めました。水道部も疑問や心配があるから「本当にこの金額でやれるのか」と質しているはずですが。官公需とは何か、予定価格とは何かとの自らの問い詰めがあれば、ダンピングを発生させない仕組みを考えなくてはまずです。反省と改善に向けた潔さを水道部に期待したいと思えます。

(2)吹田市産業振興条例に基づき、市内本店業者優先、市内小規模事業者育成を基軸にした新規定を策定していただくこと。

(担当：契約検査室)

「吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規定」においては、入札に参加するものに必要な資格の認定その他の契約の相手方の資格及びその手続きを定めており、吹田市産業振興条例の産業施策のひとつである「市内の中小企業者の受注機会の増大を図ること」の具体的な方針についても規定しています。そのため、新たな規定を定めることは不要と考えています。

(担当：水道部企画室)

水道部としましては市（契約検査室）と同一の運用を行っております。

(3)官公需が行われるすべての部署の担当者を対象にして、吹田市産業振興条例の研修を徹底していただくこと。

(担当：地域経済振興室)

契約担当部局においては、吹田市産業振興条例（以下「条例」という。）の目的及び産業施策の方針を十分に踏まえたうえで、市内事業者の受注機会の増大に関する周知徹底を図るため、年に数回全庁的に通知しております。

その中で、特に条例の第4条第1項第10号「市内の中小企業者の受注機会の増大を図ること。」を庁内に浸透化させるため、前述の通知を行う際に、担当部局と連携し、官公需の確保に対する規定が条例に明記されていることも加えて通知して、考え方の共有化を図ってまいります。

また、更なる条例の周知については、研修なども含めその方法を検討してまいります。

以上、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と市民と